

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、有限責任中間法人日本輸血・細胞治療学会 (The Japan Society of Transfusion Medicine and Cell Therapy) と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区本郷二丁目14番14号に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、会員相互の研究成果の交流と研鑽、人材育成を通じて輸血医学・細胞治療学の進歩・向上をはかるとともに、安全で的確な輸血医学・細胞治療学の推進による社会貢献を目的とし、その目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 会員総会、シンポジウム等学術集会の開催
- (2) 学会誌の発行
- (3) 専門医、認定技師の育成と認定
- (4) 委託事業の実施と研究支援
- (5) 国際学会との交流、協力の推進
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(基金の総額)

第4条 当法人の基金(代替基金を含む)の総額は、金300万円とする。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第6条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第7条 基金の拠出者に返還する基金の総額について社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って返還する。

第2章 会 員

(会 員)

第8条 当法人の会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 当法人の目的に賛同する者で、理事長の承認を得た者
- (2) 名誉会員 当法人の発展に貢献した会員の中から、理事会において推薦され評議員会および会員総会の承認を得た者
- (3) 特別会員 当法人の発展に尽くし15年以上の評議員歴のある会員の中から、理事長の推薦により、理事会で審議のうえ評議員会および会員総会の承認を得た者
- (4) 賛助会員 当法人の運営維持を目的に経済的支援を行う団体

(入 会)

第9条 正会員になろうとする者は、事務局に入会申込書を提出し、理事長の承認を受けるものとする。

2 賛助会員になろうとする者は、事務局に入会申込書を提出し、前項の手続きを経なければならない。

3 会員は、第1項及び第2項の入会申込書記載事項に変更を生じたときは、すみやかにそのことを届けなければならない。

(会員の権利)

第10条 会員は、当法人の主催する学術集会・学術シンポジウム・講演会等に参加し、会誌に学術発表することができる。

(会員の経費負担義務)

第11条 会員は、当法人の経費を負担しなければならない。

2 会員が負担すべき経費は別に定める年会費によるものとする。
ただし、名誉会員及び特別会員は年会費の負担を要しない。

3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格喪失)

第12条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 退会

(2) 会費の滞納

(3) 死亡

(4) 団体会員の団体の解散

(5) 除名

(退 会)

第13条 会員はいつでも退会届を提出して退会することができる。

2 正当な理由がなく、2年以上継続して会費を滞納した者は退会したものとみなす。

(休 会)

第14条 2年以上海外留学などで会費納入が不可能な場合については、休会届を提出すること

(処 分)

第15条 当法人の名誉を著しく毀損した者は、社員総会の決議によりこれを戒告又は除名する。

2 除名するための決議は総社員の議決権の4分の3以上の議決権を有する者の賛成がなければならない。

第3章 評議員

(評議員)

第16条 当法人には、評議員を置く。

2 評議員は、正会員の中から別に定める細則に従い選任する。

3 賛助会員のうち、当法人の事業に参加する団体で別に定める条件を満たす場合は、代表者1名を特任評議員とする

(職務)

第17条 評議員は、社員総会の構成員として当法人の会務全般について審議する。

第4章 社員

(社員)

第18条 評議員をもって中間法人法上の社員とする。

(社員名簿)

第19条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した名簿を作成する。

第5章 社員総会

(社員総会)

第20条 社員総会(以下、総会)は、定時総会と臨時総会の2種とする。

2 総会の議長は当該年度の学術総会長が行う。

(定時総会)

第21条 定時総会は、理事長が招集し、毎年1回学術集会時にその地にて開催する。

(臨時総会)

第22条 臨時総会は、理事会又は監事が必要と認めたとき、理事長が招集する。

2 理事長は、総評議員の議決権の2分の1以上を有する評議員から、会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(決議の方法)

第23条 総会の決議は、法令及び定款に別段の定めがある場合を除き、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席評議員の議決権の過半数をもって、これを決する。

2 当該議事につき、書面をもって予め意思を表示した者、及び他の評議員を代理人として議決権を行使した者は、出席者とみなす。

(議決権)

第24条 各評議員は、各1個の議決権を有する。

(議事録)

第25条 総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事がこれに記名押印する。

第6章 理事・監事

(員数)

第26条 当法人には、理事24名以内、及び監事2名以内を置く。

(資格)

第27条 理事及び監事は、評議員の中から選任する。

2 理事及び監事は、別に定める細則に従い、社員総会において選任する。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとし、監事の任期は、就任後4年内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事長)

第29条 当法人には、理事長1名を置き、別に定める細則に従い、総会において選任する。

2 理事長は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。

3 理事長は、学術総会の開催に関する業務を学術総会長に移管することができる。

4 理事長は、当会の事業(支部会の事業など)に関し、当該事業に関する業務を、事業責任者(支部長)に移管することができる。

5 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、予め理事長が指名した順序により他の理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(理事及び監事の報酬)

第30条 理事及び監事は無報酬とする。

第7章 理事会

(理事会の招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事の3分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から30日以内にこれを招集するものとする。

2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の成立)

第32条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事の3分の2以上出席した会議において、出席理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、当該議事につき書面をもって、予め意思を表示した者は、出席者とみなす。

(理事会の議事録)

第 3 3 条 理事会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事がこれに記名押印する。

第 8 章 事業年度

(事業年度)

第 3 4 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 3 5 条 本定款を変更するには、投票権を有する社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければならない。

第 1 0 章 補 則

(細 則)

第 3 6 条 本定款の施行についての細則は、社員総会の議決を経て別に定める。

平成 1 8 年 1 月 1 2 日 作成

平成 1 8 年 1 月 1 3 日 認証

平成 1 8 年 4 月 3 日 法人成立

平成 1 9 年 6 月 1 日 一部変更